

塩屋まちづくり推進会 第5回総会

日時 2010年6月27日(日) 10:00~12:00

会場 塩屋地域福祉センター

1. はじめに

開会あいさつ

会長あいさつ

議長選出, 書記任命

2. 審議事項

第1号議案	2009年度	事業報告	・・・	1
第2号議案	2009年度	収支決算	・・・	3
第3号議案	2009年度	監査報告	・・・	3
第4号議案		新役員の提案	・・・	4
第5号議案	2010年度	事業計画(案)	・・・	5
第6号議案	2010年度	収支予算(案)	・・・	6
第7号議案		塩屋多井畑線・地域住民による整備の考え方(案)	・・・	7

3. 閉会あいさつ

第1号議案 2009年度 事業報告

4月2日	定例部会	2009年度のすすめかた 各部会の報告 など
4月8日	定例勉強会	2009年度総会の準備 駅前・商業部会アンケート調査票 など
5月7日	定例部会	ニュースレター発行, 準備 各部会の報告 など
5月13日	定例勉強会	ニュースレター発行, 準備 駅前・商業部会アンケート調査票 など
6月4日	定例部会	各部会の報告 など 駅前・商業部会アンケート調査票 など
6月10日	定例勉強会	2009年総会の準備 都市計画道路塩屋多井畑線見直し方針案について (神戸市)
6月28日	第4回総会	活動報告、事業計画、決算・予算案 塩屋多井畑線の見直しについて、市から説明を行う
7月2日	定例部会	総会を終えて 各部会の報告 など
7月8日	定例勉強会	総会議事録, ニュースレターについて など 塩屋多井畑線に関するエリア別検討会
8月6日	定例部会	今年度のスケジュールについて 各部会の報告 など
8月12日	定例勉強会	見直し方針案に関する報告会 エリア別検討会 など
9月3日	定例部会	ミニニュースレターについて 各部会の報告 など
9月9日 ・12日	神戸市より 見直し方針案説明	道路のネットワーク、自動車交通の観点から道路の機能、 役割を説明
10月1日	定例部会	エリア別検討会 各部会の報告 など
10月14日 ・17日	神戸市より 見直し方針案説明	歩行者交通の観点から道路の役割 ロータリーの説明
10月26日	役員会	地域としての見直し案づくり検討会について
11月1日	見直し方針案づくり ワークショップ	(会場) 小学校・図書室
11月5日	定例部会	ニュースレターについて 各部会の報告 など

11月8日	見直し方針案づくり ワークショップ	(会場) 下代自治会館
11月15日	見直し方針案づくり ワークショップ	(会場) 福祉センター
11月29日	川のシンポジウム	(会場) 福田地域福祉センター
12月3日	定例会	ニュースレター発行準備 各部会の報告 など
12月9日	定例勉強会	ニュースレター発行準備 検討会のまとめ
1月7日	定例会	まとめる会について 各部会の報告 など
1月13日	定例勉強会	ニュースレター発行準備
1月22日	駅前部会	駅前アンケートの報告 今後のすすめ方について
2月4日	定例会	「1つの提案にまとめる会」について 各部会の報告 など
2月7日	第1回 1つの提案に まとめる会	(会場) 小学校・図書室
2月10日	定例勉強会	「1つの提案にまとめる会」を終えて 各部会の報告 など
2月21日	第2回 1つの提案に まとめる会	(会場) 小学校・図書室
2月26日	駅前部会	消火訓練について
3月4日	定例会	「1つの提案にまとめる会」について 各部会の報告 ・消火訓練について など
3月10日	定例勉強会	まとめる会の運営等について意見交換会 各部会の報告 など
3月13日	追加 1つの提案に まとめる会	(会場) 小学校・図書室
3月21日	消火訓練・防災まち点検	(消火訓練) 初期消火について・消火器の使い方 (まちあるき) 消火器の場所・空地・危険箇所確認
3月27日 ～4月2日	「塩屋百年百景」展示会	(会場) グッゲンハイム邸

※毎月第4日曜日午前中 塩屋谷川の清掃実施

第2号議案 2009年度 収支決算

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
神戸市街づくり助成金	300,000	まちづくり活動助成金
寄付金	323	都市調査計画事務所
合 計	300,323	

2. 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
会場費	525	8/11 コープミニ塩屋
会議案内代	700	各団体への案内文
ニュース印刷代	265,860	ニュース N08.N09.N010 追加集会お知らせ
アンケート印刷代	10,500	塩屋駅前周辺の将来像検討のためのアンケート 居住者 550 枚・事業者 90 枚・集計結果報告
ニュース配布代	20,000	塩屋婦人会配布料 5,000 枚*4 回
清掃活動一般	790	
お茶代	1,600	2/21・3/13 ワークショップ
封筒代	348	
支出合計	300,323	

第3号議案 会計監査報告

塩屋まちづくり推進会の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの会計決算報告に関し、関係証憑書類を監査照合した結果、いずれも厳正的確に処理されていたことを認めます。

平成22年6月9日

会計監査

恩田 怜

会計監査

白國 高太郎

第4号議案 新役員の提案

規約より

【役員・監査】

第7条 本会に次の役員及び監査をおく。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	2名
事務局長	1名
幹 事	若干名
監 査	2名

【役員・監査の任期】

第8条 役員及び監査の任期は、2ヶ年とする。

- ①役員及び監査は再任することができる。
- ②補充又は、増員による役員及び監査の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員・監査の選任】

第9条 役員及び監査の選任は、次の各号に掲げる方法で行う。

- ①役員及び監査は、総会において選出する。
- ②会長、副会長、会計及び事務局長は、役員の内選により選出する。

第5号議案 2010年度 事業計画（案）

【①地域のまちづくりの研究及び協議】

- ・ 誰でも自由に参加し意見交換ができる場として、「定例勉強会」とテーマ別の「部会」をそれぞれ月1回開催します。また地区住民等の参加を広く呼びかけ、推進会の活動内容について知ってもらうように努めます。

【②まちづくり構想の具体化】

- ・ 「誇りを持って愉しく住み続けられる」まちの将来像をとりまとめた「まちづくり構想」の具体化に努めます。

【③まちづくりルールの策定】

- ・ 「歴史・地域文化・自然環境」を改めて探り、それらを守り、育てるためのルールづくりを進めます。地区計画の策定や認定団体（まちづくり協議会）としてまちづくり協定の締結をめざします。

【④まちづくり構想に基づくものづくりの推進】

- ・ 都市計画道路・塩屋多井畑線に関する地域としての整備の考え方を神戸市に提案します。またその他の生活道路のあり方について検討します。
- ・ 眺望スポット・防災スポット、駅前や大谷交流ゾーンの整備方針について具体的な検討をすすめます。

【⑤まちづくりに係る情報共有のための活動】

- ・ ニュースの発行および掲示板の活用により、会の活動やまちづくりの情報を発信・共有します。また、まちづくりのテーマに沿った継続的なイベント等を通じて推進会をPRするとともに、活動への理解と参加を促します。

【⑥その他の事業】

- ・ 「まちづくり構想」の具体化に向けて、各種部会・検討委員会で、実践的なワークショップ等を企画・実施します。
- ・ また、地域のイベントや伝統行事と連携し、人と人との交流を促進します。

第6号議案 2010年度 収支予算（案）

1. 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
神戸市街づくり助成金	300,000	
合 計	300,000	

2. 支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
【基幹活動】		
会議開催費	10,000	ワークショップ資料代等
ニュース等発行費	270,000	ニュース印刷費 15円 x 4500部 x 4回
【提案活動】		
活動紹介活動	10,000	掲示施設の増設1基
【その他】		
事務費	10,000	
支出合計	300,000	

基本方針

- ①暮らしの安全を考え、避難や防災活動、日常生活の場となる「人」のための空間をつくります。
- ②ただし、整備によって地形が大きく変わるおそれのある部分については、現状の保全を優先します。特に大谷交差点から南は、複雑な自然地形と、沿道の緑や新旧の建物が作りだしてきた独特の景観を損なわないようにします。
- ③自動車・単車のスピードを抑えるため、設計上の工夫とともに一般的な市街地よりも厳しい速度規制を設けるよう働きかけます。また、通行規制や環境規制などのルールについても関連部局と話し合いをすすめます。
- ④上記①～③の考え方のもと、以下の「歩行者の安全確保」「緊急車両等への配慮」の早期実現を図ります。

歩行者の安全確保

下代～大谷区間

- ⑤道幅を広げ、歩道をつくります。特に大谷交差点付近は、十分な歩行者空間を設けます。

大谷～山陽電鉄区間

- ⑥「基本方針②」を踏まえ、沿道に歩行者空間を設けます。
- ⑦通過交通を抑えるため、道路空間は歩行者が優先的に利用できる整備をおこないます。
- ⑧バリアフリーを心がけ、横断方向の段差や傾きを抑えます。
- ⑨あわせて、別の経路で連続した歩行者用の道を設けられるよう、地域で話し合いをすすめます。

高架下

- ⑩道幅を広げ、歩行者の安全対策を行います。

緊急車両等への配慮

- ⑪大谷交差点は、車の右左折時に渋滞がおこらないよう工夫します。
- ⑫緊急車両の通行に支障がないようにするとともに、公的交通に対応した回転地を高架下付近に設けます。

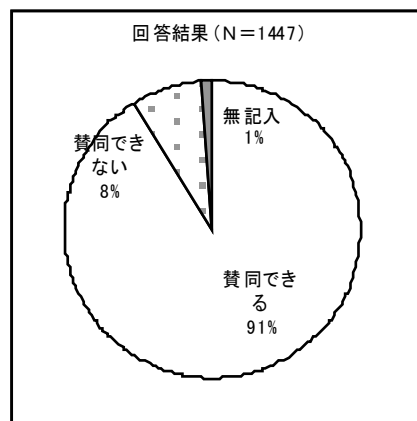
都市計画道路・塩屋多井畑線に関する整備の考え方（案）・回収結果

実施期間 5月1日～16日（※一部の地域は23日）

配布数 約4,600票（地区内+地区外権利者）

回答数 1,447票（約31.5%）

賛同できる	1,317票	(91.0%)
賛同できない	115票	(8.0%)
無記入	15票	(1.0%)



MEMO

塩屋まちづくり推進会・規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、塩屋まちづくり推進会と称する。

【目的】

第2条 本会は、「歴史と地域文化を生かし、自然環境にやさしく、誇りを持って愉しく住み続けられるまちづくり」の推進を目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①地域のまちづくりの研究及び協議
- ②まちづくり構想の策定
- ③まちづくりルールの策定
- ④まちづくり構想に基づくものづくり推進
- ⑤まちづくりに係る情報共有のための広報
- ⑥その他第2条の目的を達成するための事業

【地域】

第4条 本会の対象地域は、概ね塩屋小学校区とする。(別図のとおり)

(塩屋町1～5・7～9丁目、塩屋町、松風台1・2丁目、下畑町の一部、東垂水町の一部、青山台1丁目の一部・2丁目の一部・5丁目的一部)

【事務所】

第5条 本会の事務所は会長宅におく。

第2章 組織

【会員の構成】

第6条 次の各号に掲げるものを会員とする。

- ①地域内の居住者
- ②地域内において事業を行う者および事業に従事する者
- ③地域内の土地及び建築物の所有者

【役員・監査】

第7条 本会に次の役員及び監査をおく。

会 長	1名	副会長	2名	会 計	2名
事務局長	1名	幹 事	若干名	監 査	2名

【役員・監査の任期】

第8条 役員及び監査の任期は、2ヶ年とする。

- ①役員及び監査は再任することができる。
- ②補充又は、増員による役員及び監査の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員・監査の選任】

第9条 役員及び監査の選任は、次の各号に掲げる方法で行う。

- ①役員及び監査は、総会において選出する。
- ②会長、副会長、会計及び事務局長は、役員の内選により選出する。

【役員・監査の職務】

第10条 役員及び監査は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ①会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時はその職務を代行する。

- ③事務局長は、本会の事務を行う。
- ④会計は、本会の会計事務を行う。
- ⑤幹事は、会務を分担し、本会の運営を図る。
- ⑥監査は、会計を監査し、総会において会員に報告する。

【相談役】

第 11 条 本会に相談役をおくことができる。

第 3 章 会議**【会議】**

第 12 条 本会は、次の会議により運営する。

- ①総会 ②役員会 ③定例勉強会

【総会】

第 13 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- ①定期総会は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日）終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて役員会の議決を経て会長が召集する。
- ②総会は、役員総数の倍を超える出席で成立し、議長は会長又は副会長がこれにあたる。
- ③総会は次に掲げる事項を審議する。
 - ア) 役員の選出
 - イ) 年度事業計画および事業報告
 - ウ) 年度収支予算および決算報告
 - エ) 会計監査報告
 - オ) 規約の制定又は改正
 - カ) その他の重要事項
- ④総会の議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

【役員会】

第 14 条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

- ①役員会は、本会の運営について必要な事項を決定する。
- ②役員会の議長は原則として会長があたり、議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の時は議長の裁決で決定する。

【定例勉強会】

第 15 条 定例勉強会は、原則として毎月1回開催する。

- ①定例勉強会は、第3条の事業を推進する上での必要事項を検討する。
- ②定例勉強会においては、すべての会員が自由に参加し、意見を述べることができる。
- ③必要に応じて部会を置くことができる。

第 4 章 会計**【会計】**

第 16 条 本会の経費は、助成金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

【会計年度】

第 17 条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 5 章 補足**【補足】**

第 18 条 以下のことを補足する。

- ①役員会において、この規約を実施するための運営内規を定めることができる。
- ②本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為を行わない。

【付則】

第 19 条 本規約は、平成 18 年 4 月 9 日から実施する。

塩屋まちづくり推進会 ホームページ

<http://shioyamachisui.web.fc2.com/>

できました。

“Google”で
塩屋まちづくり
推進会と検索し
てください。

ブログなどで、活動内容について掲載中！

意見を書き込みして、活動に参加してください。

会合は、毎月2回、塩屋地域福祉センター
(塩屋児童館)で行っています。

定例部会 ・ 第1木曜日 ・ 19:00-21:00

定例勉強会 ・ 第2水曜日 ・ 19:00-21:00

誰でも参加できます♪

興味、関心のある方はぜひご出席ください。